

2013年（平成25年）12月11日

株式会社ハナテン

代表取締役 米倉 晃起 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7205

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕担当：司法書士 吉江直記

TEL：078-392-3346

FAX：078-392-3356

## 申入書兼質問書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人では、現在、中古自動車（以下「中古車」と言います。）販売における契約成立、申込の撤回及び申込金の返還について、調査、検討しています。貴社は、顧客に対する中古車の販売を主な業務とする株式会社です。貴社が顧客に対し交付する注文書には、下記の条項（以下、「本件条項」と言います。）が定められています。

### 第3条（申込の撤回による損害賠償）

乙（購入者）が申込を撤回し、このために甲（株式会社ハナテン）に損害が生じた場合、別途損害賠償を請求され、申込金と対等額で相殺されても異議ないものとする。

本件条項につきまして、下記の通り、申入れ及び質問がございます。ご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご回答は、本書面到達後一ヶ月以内に文書にてお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

## 記

### 第1 本件条項の改定の申入れ

#### 1. 申入れの趣旨

貴社が加盟しております一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、「中販連」と言います。）の標準契約約款では、本件条項に該当する条項として、下記の条項が定められています。

#### 3. 申込の撤回

注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に賠償するものとします。

当法人は、貴社に対して、本件条項を中販連の標準契約約款「3. 申込の撤回」の記載に合わせていただきますよう申し入れます。

#### 2. 申入れの理由

契約は申込みに対して承諾がなされた時点で成立しますが、申込みに対して承諾がなされるまでは、申込者は申込みの撤回を行うことが可能です。そして契約成立前に申込者が申込みを撤回することについて損害賠償責任を負う旨の明文規定は存在しておらず、損害賠償責任を負わないことが原則と解されます。いわゆる「契約締結上の過失」など例外的な場合においてのみ申込者は損害賠償責任を負うることになります。また、その場合に認められる損害も限定的なものと解されます。

しかるに、本件条項では、注文者が申込みを撤回した場合には、申込者の撤回に至った事情を問わず、常に損害賠償責任を負い、常に申込金全額が相殺により返金となされないのではないかという誤解を消費者に与える懸念があります。また、貴社においても、申込みの撤回があった場合には、申込みの撤回に至った経緯を問わず、申込金全額を常に返還しなくてもよいという誤った運用がなされてしまう懸念があります。貴社が本件条項を申込金の不返還の根拠条

項となると解されているのであれば、消費者契約法9条1号あるいは10条に抵触する可能性もあります。

そこで、このような誤った理解・運用がなされないように、本件条項を中販連の標準契約約款「3. 申込みの撤回」の記載に合わせていただくよう申し入れます。

## 第2 本件条項に関する質問

### 1. 損害の範囲について

本件条項における損害の範囲は、実損に限られるのでしょうか。もしくは、貴社の逸失利益までも含むのでしょうか。

なお、貴社が加盟する一般社団法人自動車公正取引協議会では、「クルマ購入に関するご相談（Q&A）キャンセル料を請求された（1）」において、「車庫証明等の手続きを進めていた場合には、その費用（実費）を負担すればよい」との見解が示されています。

### 2. 故意・過失の要否について

乙が「申込の撤回」をしたことによって、甲に損害が生じた場合、乙は損害賠償を請求されるとしています。甲に生じた損害に対して、乙の故意又は過失は必要とされるのでしょうか。

### 3. 本件条項の運用について

貴社が本件条項を適用する際、貴社に生じた損害とは、具体的にどのような損害をいうのでしょうか。これまで貴社が本件条項を適用する際に認めてきた損害費目を具体的に列挙してください。

以 上